

処 分 基 準

平成 6年10月 1日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第 77 条第 4 項
処 分 の 概 要 :	道路使用許可の条件の変更・付加
原 権 者 (委 任 先) :	警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)
法 令 の 定 め :	
処 分 基 準 :	<p>道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、当該行為が以下の条件のいずれかに該当する場合、法第 77 条第 3 項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 道路使用許可の審査基準 (以下「審査基準」という。) 1 に基づいて当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が審査基準 1 に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。2 審査基準 2 に基づいて当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が許可の際に付されていた条件のみでは審査基準 1 に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。3 審査基準 3 に基づいて当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により、審査基準 3 (3) に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。
問 い 合 わ せ 先 :	警察署、高速道路交通警察隊
備 考 :	